別添

健感発 0903 第１号
平成 30 年９月３日

各｛都道府県／指定都市／中 核 市｝衛生主管部（局）長　殿

厚生労働省健康局結核感染症課長
（公　　印　　省　　略）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の２に基づく定期の健康診断に係る受診案内について（依頼）

我が国の結核は、患者数及び人口 10 万人あたりの罹患率ともに年々減少しており、平成 28 年の新登録患者数は 17,625 人、罹患率は 13.9 と過去最低となっています。

しかしながら近年、結核がかつて国民病であった時代に罹患した方が、潜伏期間を経て、高齢化による免疫力の低下に伴い発症するケースが多くみられ、平成 28 年結核新規登録患者の約７割が 60 歳以上の高齢者となっています。特に、80 歳以上は新規登録患者の約４割を占め、罹患率は 60 を超えている状況です。

結核の蔓延防止には、結核患者の早期発見が重要となり、高齢者に対しては感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）第 53 条の２に基づく定期健康診断として、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第２条第２項第１号及び第３号から第６号までに規定する施設入所者に対しては各施設長が、それ以外の者に対しては市町村長が主に健康診断を実施しています。このうち、市町村長が実施する定期健康診断の発見率は低く、効果的な実施がなされていないため、さらなる対策が必要です。

市町村長が実施する健康診断対象者については、通所介護等の介護サービスを利用している方々がいらっしゃることから、介護サービスの利用者に対しても健康診断の受診を促すことで対策を強化していくことが第９回厚生科学審議会結核部会（平成 30 年２月 26 日開催）において決定されました。

ついては、市町村長が実施する定期の健康診断対象者のうち、通所介護等の事業所・施設の利用者については、当該事業所・施設において、下記の内容の実施に協力していただきたいと考えています。

貴部局におかれては、下記の内容を十分御了知の上、引き続き結核患者の早期発見に御協力いただくとともに、介護保険主管部局と連携し、通所介護等の事業所・施設の職員及び利用者の結核に対する理解の促進に資するよう、貴管内の事業所・施設への周知の徹底につい

て特段の御協力をお願い申し上げます。

なお、本件については、厚生労働省老健局より、介護保険主管部（局）長及び介護保険関係団体にも周知していることを申し添えます。

記

通所介護等の事業所・施設において、利用者が居住する自治体が実施する結核定期健康診断について、各自治体から通所介護等の事業所・施設に送付等される健診案内や結核に関する啓発資料等を事業所や施設に掲示していただくなど、各利用者に対する当該検査についての周知や受診案内に協力いただくこと。特に、各利用者への初回説明の際には、併せて当該啓発資料等を活用して情報提供を行っていただくなど、特段の配慮をいただくこと。

（参考）結核について（厚生労働省ホームページ）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/kenkou/kekkaku-kansenshou03/index.html

※　厚生労働省においても、毎年結核の啓発ポスターを作成し、ホームページに掲載しています。平成 30 年度は、結核の健康診断に関する啓発ポスターを作成しており、９月下旬頃にホームページに掲載する予定ですので、必要に応じて利用者への説明等に活用してください。